

こども大綱・こども未来戦略について

こども大綱について

- ・こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。
 - ・従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込み、総合的かつ一体的にこども施策を進めることとしている。
- ※市町村は「こども大綱」を勘案して「こども計画」を定めることとされている。

こども未来戦略について

- ・こども大綱の考え方にに基づき、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的な取組を「加速化プラン」として示したもの。
- (主な取組) 児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、
「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設 など

これまでの経緯

R5.1.4 首相年頭記者会見 「異次元の少子化対策」として基本的方向性を示す

R5.4.1 こども家庭庁発足

R5.6.1 こども未来戦略方針 閣議決定

<3つの基本理念>

- ①若い世代の所得を増やす
- ②社会全体の構造や意識を変える
- ③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

R5.6.16 経済財政運営と改革の基本方針2023(いわゆる「骨太の方針」) 閣議決定
※こども・子育て施策の実効性を検討するため、こども未来戦略方針を反映し、
国全体の施策と財源等に関わる方針を決定。

R5.9.29 こども大綱の中間整理案を公開
併せて中間整理についてこども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組
(ヒアリング、意見募集、パブリックコメント等)を実施

R5.12.22 こども大綱及びこども未来戦略 閣議決定

こども大綱、こども未来戦略を踏まえた本市の今後の取組について

- ・こども大綱の方向性に基づき、令和7年度を始期とするこども計画を策定します。
策定に向け、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するための取組を行います。
- ・こども未来戦略で示されている施策については、本市での取組状況や方向性について
庁内関係部署に確認を行い、ニーズを踏まえた上で、こども計画の施策として盛り込
んでまいります。